

肉用子牛生産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ (令和5年度第3四半期 令和5年10月～12月)

令和5年度第3四半期(令和5年10月～12月)の平均売買価格が告示され、黒毛和種について、平均売買価格が保証基準価格を下回ったため、生産者補給金が交付されます。

ただし、「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

生産者の皆様方におかれましても、補給金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

肉用子牛生産者補給金

「黒毛和種」について交付があります

(単位：円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		556,000	507,000	325,000	164,000	274,000
合理化目標価格		439,000	400,000	256,000	110,000	216,000
令和5年度 第3四半期	平均売買価格	522,500	574,500	—	182,900	326,600
	補給金単価	33,500	交付なし	—	交付なし	交付なし

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

小さな負担で
大きな生産者補給金

制度に加入しましょうネ



<静岡県・公益社団法人 静岡県畜産協会>

和子牛生産者臨時経営支援事業の平均価格等について
(令和5年10月～12月分 等)

和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱（令和5年1月13日付け4農畜機第5450号）第3の3の（3）の規定に基づき、下記のとおり黒毛和種及び褐毛和種の令和5年10月～12月販売分並びにその他の肉専用種の令和5年1月～12月販売分の平均価格及び支援交付金の単価を公表します。

今期は、黒毛和種（全ブロック）及びその他の肉専用種について、平均価格が発動基準価格を下回ったため、支援交付金を交付します。

なお、黒毛和種については、肉用子牛生産者補給金（令和5年度第3四半期）も交付されます。

記

(単位：円/頭)

品種・ブロック		発動基準価格	平均価格	支援交付金単価	参考	
					肉用子牛生産者補給金単価	補給金と支援交付金の合計単価
黒毛和種	北海道	600,000	578,717	15,900	33,500	49,400
	東北		529,588	33,000		66,500
	本州関東以西・四国		578,065	16,400		49,900
	九州・沖縄		500,496	49,500		83,000
褐毛和種		550,000	565,386	—	/	
その他の肉専用種		350,000	225,689	22,500 (令和5年1月～3月販売分) 18,700 (令和5年4月～12月販売分)		

注1：平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる6ヵ月齢～12ヵ月齢の肉用子牛の取引価格を用い、黒毛和種については要綱別表1に定めるブロック別、褐毛和種については全国で、四半期ごとに算出します。その他の肉専用種については、令和5年1月～12月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注2：支援交付金単価は、発動基準価格と平均価格の差額（ただし、肉用子牛生産者補給金制度により生産者補給金が交付される部分を除く。）の3/4を、百円未満を切り捨てて算出します。

なお、その他の肉専用種は、平均価格が保証基準価格を下回ったため、発動基準価格と保証基準価格の差額により支援交付金単価を算出します。ただし、保証基準価格は年度ごとに定められることから、支援交付金単価も令和5年1月～3月販売分（令和4年度分）と令和5年4月～12月販売分（令和5年度分）のそれぞれで算出します。

注3：支援交付金単価の算出に用いる全ての価格は、消費税込みです。

注4：本事業の交付対象期間は、令和6年3月販売分まで延長します。なお、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県をブロック別平均価格の計算から除外する運用は、第4四半期（令和6年1月～3月販売分）から適用します。